

広島県告示第八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十三年二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県三原市中之町地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八条第二項に定める土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十三年政令第八十四号）で定める事項
極東橋下（九九七八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	極東橋下（九九七八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高岸窪（二六二四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	高岸窪（二六二四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高岸窪（二六二四―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	高岸窪（二六二四―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桜山東（二六二五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	桜山東（二六二五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
行時（二七六二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	行時（二七六二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高岸窪北（二七六三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	高岸窪北（二七六三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薬師堂上（五二二九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	薬師堂上（五二二九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薬師堂上（五二二九―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	薬師堂上（五二二九―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湯船谷（七一―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	湯船谷（七一―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湯船谷（七一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	湯船谷（七一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

湯船谷（七二二―一二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	湯船谷（七二二―一二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
企業宿舍上（六五〇四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	企業宿舍上（六五〇四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桜山川（一）	土石流	次の図のとおり	桜山川（一）	土石流	次の図のとおり
桜山川（一隣）	土石流	次の図のとおり	桜山川（一隣）	土石流	次の図のとおり
日那川（二）	土石流	次の図のとおり	日那川（二）	土石流	次の図のとおり
寛峠川（三）	土石流	次の図のとおり	寛峠川（三）	土石流	次の図のとおり
西畑川（二二）	土石流	次の図のとおり	西畑川（二二）	土石流	次の図のとおり
西畑川（二二隣）	土石流	次の図のとおり	西畑川（二二隣）	土石流	次の図のとおり
北日那川（七八〇〇）	土石流	次の図のとおり	北日那川（七八〇〇）	土石流	次の図のとおり
南畑川（七八〇一 a）	土石流	次の図のとおり	南畑川（七八〇一 a）	土石流	次の図のとおり
南畑川（七八〇一 b）	土石流	次の図のとおり	南畑川（七八〇一 b）	土石流	次の図のとおり
新地川（四）	土石流	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。